香川県教育施策推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　県の教育行政全般に関し必要な事項を審議し、もって本県教育の推進に資するため、香川県教育施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

（１）　香川県教育基本計画の策定に関する事項

（２）　香川県教育基本計画の推進方策の検討に関する事項

（３）　その他前各号に関連する事項

（組織）

第３条　協議会は、委員２４名以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　市町教育委員会教育長

（３）　各種教育関係団体等の役員等

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に、会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（運営）

第６条　協議会は、会長が招集する。但し、会長及び副会長が不在の時は、教育長が招集する。

２　協議会は、会長が議長となる。

３　協議会は、必要に応じ、議事に関係のある者を臨時に出席させることができる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、香川県教育委員会事務局総務課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

１　この要綱は、平成２０年７月３０日から施行する。

２　この要綱施行の後最初に委嘱される委員は、要綱の施行の日の前日に、香川県教育基本計画推進協議会委員に委嘱されている者を充てるものとする。

３　この要綱施行の後最初に委嘱される委員の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、平成２１年３月３１日までとする。

４　香川県教育基本計画推進協議会設置要綱は、廃止する。

附　則

１　この要綱は、平成２２年５月２１日から施行する。

２　この要綱の施行日以後最初に委嘱された委員の任期については、改正後の要綱第４条第１項の規定にかかわらず、平成２３年３月３１日までとする。

附　則

１　この要綱は、平成２９年７月１日から施行する。

香川県教育施策推進協議会　委員名簿

（五十音順）

	氏　名	所属・役職名	備考
1	青井（あおい）　静（しずか）	香川県社会教育委員・家庭教育推進専門員 香川県子ども読書活動推進会議委員	
2	大林（おおばやし）　典子（のりこ）	スクールカウンセラー・臨床心理士・公認心理師	
3	岡田（おかだ）　有里加（ゆりか）	香川県ユニセフ協会事務局長	
4	片山（かたやま）　昭彦（あきひこ）	四国学院大学社会学部長	
5	工藤（くどう）　りか	株式会社四国総合研究所 電子アグリ技術部 副部長 （研究主幹）兼アグリバイオグループ　グループ長	
6	黒島（くろしま）　一樹（かずき）	株式会社四国新聞社編集局地方部長兼読者相談室長	
7	小柳（こやなぎ）　和代（かずよ）	香川県市町教育委員会連絡協議会教育長部会長 （高松市教育委員会教育長）	
8	西藤（さいとう）　翼（つばさ）	株式会社 Soilook　代表取締役	
9	堺（さかい）　るり子（こ）	香川県立香川中部支援学校、香川県立聴覚支援学校、香川県立視覚支援学校　学校評議員 （元香川県立香川丸亀養護学校校長）	
10	杉本（すぎもと）　勝利（かつとし）	香川県高等学校ＰＴＡ連合会会長	
11	平（たいら）　篤志（あつし）	香川大学教育学部長	会長
12	田中（たなか）　敬子（けいこ）	観音寺市立豊浜小学校　学校運営協議会委員	
13	永峰（ながみね）　智恵（ちえ）	香川県ＰＴＡ連絡協議会　母親代表委員長	
14	間嶋（ましま）　浩（ひろし）	香川県町教育長会会長 （三木町教育委員会教育長）	
15	吉田（よしだ）　洋子（ようこ）	香川県商工会議所女性会連合会　会長	副会長
16	和田（わだ）　尚子（なおこ）	日本放送協会高松放送局長	

（敬称略）